

<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p style="text-align: center;">【規則】</p> <p>○ 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)</p> <p style="text-align: center;">【告示】</p> <p>○ 土地改良事業の施行認可 〃 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 公共測量の実施</p>
<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>	<p style="text-align: center;">都市計画課</p> <p style="text-align: center;">〃 耕地課</p> <p style="text-align: center;">〃 道路整備課</p> <p style="text-align: center;">監理課</p>
<p style="text-align: center;">目次</p>		
<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>		



◎岡山県規則第七十三号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。
第十二条第六項ただし書中「手帳の」の下に「提示その他知事が適当と認める方法を」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和五年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

宮下東沖新開水路

非補助土地改良（かんがい排水）事業

三 認可年月日

令和五年十月十二日

◎岡山県告示第五百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和五年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

足守土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

丁三樋門

非補助土地改良（かんがい排水）事業

和井田

〃

三 認可年月日

令和五年十月十二日

令和5年10月24日 岡山県公報 第12543号

◎岡山県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 黒忠井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市美星町星田字夏刈五二九四番一地从先	井原市美星町星田字夏刈五二九四番一地从先	新	六・四 一・五	一一〇・〇
井原市芳井町花滝字榎木六五七番一地从先	井原市芳井町花滝字榎木六五七番一地从先	新	五・五 一・五	一一〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 黒忠井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市芳井町花滝字大窪六六一番一地从先	井原市芳井町花滝字大窪六六一番一地从先	新	一一・五 二九・一	六三・三
井原市芳井町花滝字三十田八二九番一地从先	井原市芳井町花滝字三十田八二九番一地从先	旧	四・六 二三・四	六三・三

◎岡山県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	黒忠井原線		供用開始年月日
路線名	井原市美星町星田字夏刈五二九四番一地先から 井原市芳井町花滝字榎木六五七番一地先まで 井原市芳井町花滝字大窪六六一番一地先から 井原市芳井町花滝字三十田八二九番一地先まで		令和五年十月二十四日
区間			

〔五二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

高梁市旭町地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年十月十六日から令和六年一月二十五日まで	測量期間